

## 令和8年度6月補正予算案等の概要

### I 補正予算案について

国の補正予算を踏まえた物価高騰対策など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

#### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

##### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	補正予算額			6月現計 予算額	(参考) 8年度6現/ 7年度6現
		6月補正その1	6月補正その2	計		
一般会計	23,759.69	50.09	3.70	53.79	23,813.48	106.8
特別会計	23,277.31	—	—	—	23,277.31	101.9
企業会計	1,710.32	—	—	—	1,710.32	104.0
計	48,747.32	50.09	3.70	53.79	48,801.12	104.3

##### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	補正予算額			6月現計 予算額
		6月補正その1	6月補正その2	計	
国庫支出金	1,755.28	47.46 <sup>※1</sup>	0.96	48.42	1,803.71
繰入金	1,828.90	2.63	2.73	5.36 <sup>※2</sup>	1,834.27
その他	20,175.49	0.00	0.00	0.00	20,175.49
計	23,759.69	50.09	3.70	53.79	23,813.48

※1 国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は25.18億円

※2 繰入金の内訳 高等学校等教育改革促進基金繰入金：0.42億円

財政調整基金繰入金：4.94億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の主な内容

### (1) 6月補正予算案（その1）

#### ○ 物価高騰対策 27億8,124万円

支援対象期間は、国の電気・ガス料金支援の期間に合わせ、3か月（7～9月分）とする。

##### ・ LPガス料金の高騰に対する支援 23億 982万円

一般消費者等の負担を軽減させるため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援する。

支援金支給先（支援対象者）	支援額
LPガス販売事業者（一般消費者等）	1,740円／世帯

[くらし安全防災局防災部消防保安課長 電話 045-210-3422]

##### ・ 特別高圧電力の受電者に対する支援 4億7,141万円

電気代高騰の影響を受けている中小企業や医療機関の負担を軽減させるため、特別高圧電力を受電する製造業、倉庫業、医療機関や商業施設等に入居する事業者を支援する。

支援対象者	支援単価
①特別高圧電力を受電する中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月1.8円/kWh（7月・9月） 月2.3円/kWh（8月）
②特別高圧電力を受電する医療機関	1.5万円／床
③特別高圧電力を受電する商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者	10万円／所

①、③ [産業労働局中小企業部商業流通課長 電話 045-210-5600]

② [健康医療局保健医療部医療整備・人材課長 電話 045-210-4860]

#### ○ 介護及び障害福祉分野の賃上げ等に対する支援 22億2,813万円

令和7年度12月補正予算（その2）で措置した賃上げ等に取り組む事業者への補助について、申請額が見込みを上回り、事業費が不足することから、所要の経費を追加計上する。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

(2) 6月補正予算案（その2）

⑨ ○ 高等学校等教育改革に向けた体制構築 4,248万円

国の「高校教育改革に関する基本方針」に沿って、実行計画の策定や、改革を先導する拠点の整備を進めるために必要な体制構築を行う。

[教育局指導部高校教育企画担当課長 電話 045-210-8370]

⑩ ○ 周産期医療提供体制の確保に向けた支援 1,000万円

安全な無痛分娩を提供する体制を確保するため、地域の基幹病院と麻酔科専門医が常駐していない分娩取扱施設の連携を推進するモデル事業を実施する。

[健康医療局保健医療部医療整備・人材課長 電話 045-210-4860]

○ 学校職員への駐車場等の利用に係る通勤手当の支給 3億1,791万円

「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正により、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することに伴い、所要の経費を計上する。

[教育局行政部教職員企画課長 電話 045-210-8130]

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	13 件
特 定 事 業 契 約 の 変 更	2 件
動 産 の 取 得	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	4 件
そ の 他	2 件
計	22 件
(参考) 6月補正予算	3 件
合 計	25 件

### 2 条例案等の概要

#### 【条例の改正】

○ かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例

市町に貸し付けた住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、基金に属する財産は現金のみとなることから、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の所在地を変更するため、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、駐車場等を利用し料金を負担する職員に通勤手当を支給するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 「認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例」など2議案

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の一部改正等に伴い、学級編制基準の引下げや教職員間の総合的な調整を行う主務養護教諭の創設、理学療法士等を一人に限り保育士とみなす規定の追加、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行う。

① 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

② 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」など2議案  
厚生労働省令の一部改正等に伴い、理学療法士等を一人に限り保育士とみなす規定の追加、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行う。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」など2議案

内閣府・文部科学省・厚生労働省令の一部改正等に伴い、学級編制基準の引下げや教職員間の総合的な調整を行う主務保育教諭及び主務養護教諭の創設、理学療法士等を一人に限り保育士とみなす規定の追加、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行う。

- ① 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」など2議案

厚生労働省令の一部改正等に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正を行う。

- ① 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ② 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

- 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画(Ⅲ期)に基づく再編・統合により、旭高等学校と横浜旭陵高等学校を新たに横浜旭高等学校として、また、横浜桜陽高等学校と永谷高等学校を新たに戸塚南高等学校として、さらに、藤沢清流高等学校と深沢高等学校を新たに藤沢東高等学校として設置するため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

- 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、正当な理由がないのに、相手方の承諾なく、その所持する紛失防止タグに係る位置情報を取得する行為を規制対象とするなど、所要の改正を行う。

[警察本部生活安全部生活安全総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線 3020]

## 【特定事業契約の変更】

① 契約に基づく物価変動による改定等に伴い、特定事業契約(PFI)を変更する。

名 称	契約者	契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
県営上溝団地 特定事業契約	大成ユーレック株式会社 大洋建設株式会社 株式会社小俣組 株式会社市浦ハウジング& プランニング東京支店 株式会社むげん 株式会社美都住販	156億1,402万 4,710円	143億2,544万 1,902円	契約に基づ く物価変動 による改定 等

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

② 美術情報システムの情報セキュリティ対策の強化の実施に伴い、特定事業契約(PFI)を変更する。

名 称	契約者	契約金額に加える額		変更理由
		令和8年度	令和9年度	
神奈川県立近代美術館新館 (仮称)等特定 事業契約	株式会社モマ神奈川パート ナーズ 代表取締役 内田 真二	+2,210万6,821円	+3,181万3,804円	情報セキュ リティ対策 の強化

[教育局生涯学習部生涯学習課長 電話 045-210-8330]

## 【動産の取得】

### ○ 通信機器

県立高校における通信機器を整備するため、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
通信機器	531台	NTT東日本株式会社	6億5,780万円

[教育局総務室ICT推進担当課長 電話 045-210-8073]

## 【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	県営住宅(横浜等 地域)	株式会社東急コミ ユニティー	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	R9.4.1～ R14.3.31
②	県営住宅(川崎地域)	株式会社東急コミ ユニティー	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	R9.4.1～ R14.3.31
③	県営住宅(相模原等 地域)	株式会社東急コミ ユニティー	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	R9.4.1～ R14.3.31
④	県営住宅(横須賀三浦 地域)	株式会社東急コミ ユニティー	東京都世田谷区用賀四丁目 10番1号	R9.4.1～ R14.3.31

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更について

中井やまゆり園交流棟及び倉庫5棟の設置に伴い、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に県が出資する資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課福祉機構担当課長 電話 045-285-0544]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

足柄上病院の2号館等の除却に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

**問合せ先**

---

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 馬淵 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 稲田 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高橋 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 長野 電話 045-210-3022